3　法第十条の五の四第二項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の四第二項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4　第二項の規定は、法第十条の五の四第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第二項中「同項の個人」とあるのは「同条第二項に規定する中小事業者」と、同項各号中「当該個人」とあるのは「当該中小事業者」と読み替えるものとする。

第五条の六の四第五項及び第六項中「第十条の五の四第二項第一号」を「第十条の五の四第三項第一号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　法第十条の五の四第三項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者（同項第一号に規定する国内雇用者をいう。次項、第十項及び第十五項において同じ。）に対する給与等（同条第三項第二号に規定する給与等をいう。次項及び第十項において同じ。）の支給額（同条第三項第三号に規定する支給額をいう。次項において同じ。）に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

第五条の六の四第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第十条の五の四第一項」の下に「又は第二項」を加え、「適用年における」を「その適用を受けようとする年（以下この項、第十項及び第十二項において「適用年」という。）の」に、「同条第二項第六号」を「同条第三項第四号」に、「計算に」を「計算における同号の給与等の支給額（当該適用年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、前項の給与等の支給額）に」に、「規定する調整対象前年」を「規定する調整対象年」に、「給与等支給額は」を「給与等支給額（当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。以下この条において同じ。）は」に改め、同項第一号中「承継事業を相続」を「法第十条の五の四第一項又は第二項に規定する事業所得を生ずべき事業（以下この項及び第十七項において「承継事業」という。）を相続（包括遺贈を含む。以下この項及び第十七項において同じ。）」に改め、「（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を削り、「「調整対象前年」を「「調整対象年」に、「次に掲げる金額を合計した金額とする」を「当該個人の当該調整対象年に係る給与等支給額に、当該個人の当該調整対象年において事業を営んでいた月に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の月別給与等支給額を合計した金額に当該個人が当該承継事業を承継した日から当該適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を加算する」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「「調整対象前年」を「「調整対象年」に、「場合（第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該個人の当該調整対象前年」を「場合　当該個人の当該調整対象年」に、「次に掲げる金額を合計した金額とする」を「当該個人の当該調整対象年において事業を営んでいた月（当該承継事業を承継した日の属する月以後の月を除く。）に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額を加算する」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「調整対象前年」を「調整対象年」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　法第十条の五の四第三項第五号に規定する政令で定めるものは、個人の国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該個人の国内雇用者として適用年及び当該適用年の前年において事業を営んでいた期間内の各月分の当該個人の給与等の支給を受けたものとする。

11　法第十条の五の四第三項第五号に規定する政令で定める金額は、同項第三号に規定する雇用者給与等支給額のうち同項第五号に規定する継続雇用者（次項において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

第五条の六の四第十二項から第十六項までを次のように改める。

12　法第十条の五の四第三項第六号に規定する政令で定める金額は、同号の個人の適用年の前年に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該個人が当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）とする。

13　法第十条の五の四第三項第七号に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

14　法第十条の五の四第三項第七号に規定する政令で定めるものは、所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産、有価証券及び同項第二十号に規定する繰延資産以外の資産のうち所得税法施行令第六条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

15　法第十条の五の四第三項第九号に規定する政令で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一　個人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下第三号までにおいて「教育訓練等」という。）を自ら行う場合　次に掲げる費用

イ　当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該個人の使用人である者を除く。）に対して支払う報酬その他の財務省令で定める費用

ロ　当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用その他これに類する財務省令で定める費用

二　個人から委託を受けた他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この号及び次号において同じ。）が教育訓練等を行う場合　当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

三　個人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合　当該他の者に対して支払う授業料その他の財務省令で定める費用

16　個人が、法第十条の五の四第一項第三号又は第二項第二号イに掲げる要件を満たすものとして同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に前項各号に定める費用の明細を記載した書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条の六の四第十七項中「第二項及び」を削り、「第十一項まで」を「第九項まで及び第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17　法第十条の五の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする個人（以下この項において「適用個人」という。）が同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする年（以下この項において「適用年」という。）の前々年の一月一日（同条第一項の規定の適用を受けようとする個人で当該適用年の前年又は前々年において事業を開始したものにあつては当該事業を開始した日とし、同条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小事業者にあつては当該適用年の前年の一月一日（当該適用年の前年において事業を開始した当該中小事業者にあつては、当該事業を開始した日）とする。以下この項において同じ。）から当該適用年の十二月三十一日までの間に承継事業を相続により承継した場合の当該適用個人の当該適用年における同条第三項第十号に規定する比較教育訓練費の額（同条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第三項第十一号に規定する中小企業比較教育訓練費の額）の計算における当該適用個人の適用年前二年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同項第九号に規定する教育訓練費の額については、当該適用個人の当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の前年の十二月三十一日までの間を第八項各号に規定する調整対象年と、当該適用個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第三項第九号に規定する教育訓練費の額を第八項の給与等支給額と、それぞれみなした場合における同項各号に定めるところによる。